

美浜町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

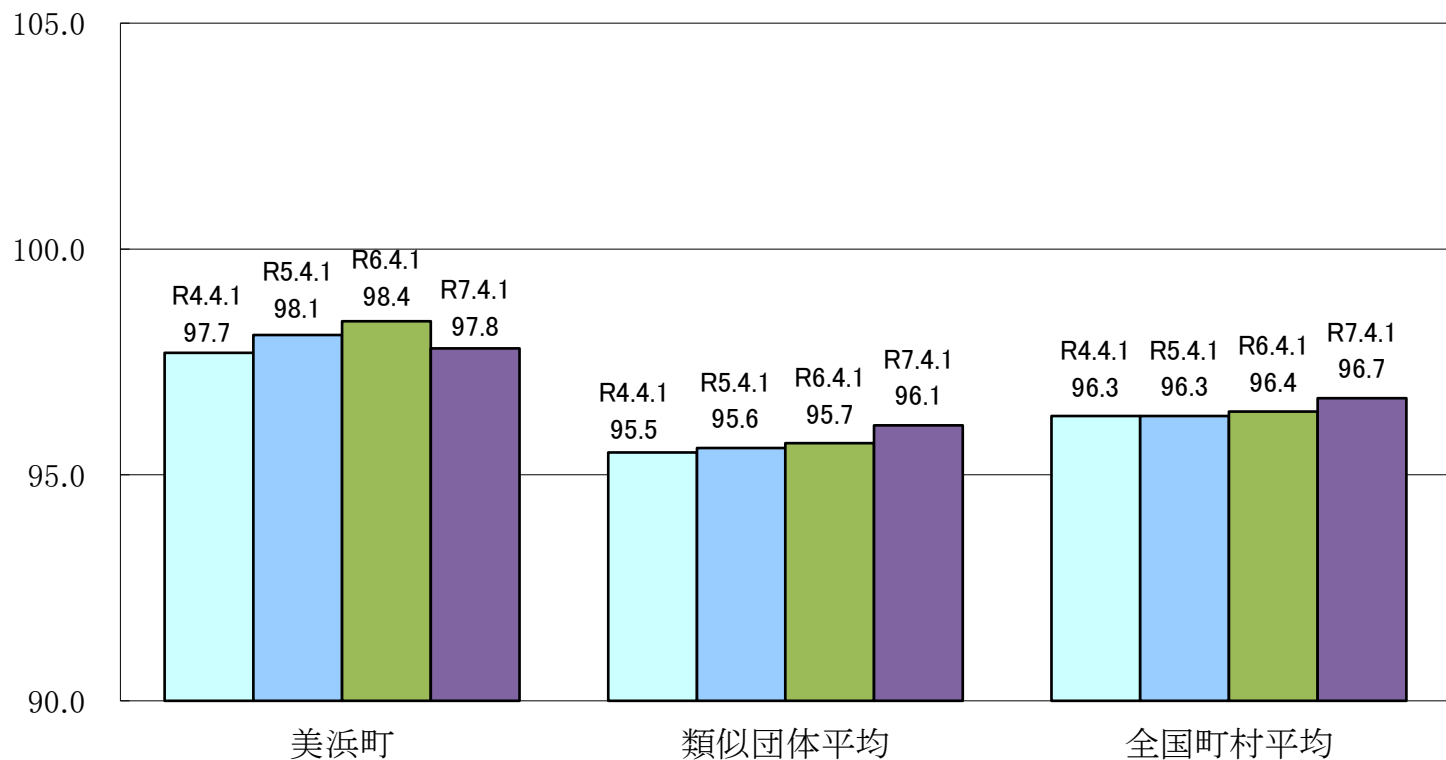
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
令和6年度	人 6,324	千円 5,396,924	千円 276,852	千円 902,814	% 16.7	% 16.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和6年度	人 79	千円 292,418	千円 28,845	千円 121,463	千円 442,726	千円 5,604	千円 5,840

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

〔実施〕 未実施]

実施内容 (実施 (実施予定) 時期、具体的な実施内容 (未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し内容

該当なし

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
美浜町	42.2 歳	330,235 円	363,454 円	350,244 円
和歌山県	42.3 歳	331,295 円	412,455 円	370,873 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	41.9 歳	314,625 円	367,764 円	344,789 円

② 技能労務職 (美浜町 該当なし)

③ 小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
美浜町	42.4 歳	315,227 円	331,608 円	322,393 円
和歌山県	39.8 歳	362,311 円	412,643 円	— 円
類似団体	41.5 歳	305,833 円	346,297 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		美浜町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
教育職	大学卒	220,000 円	252,000 円	—
	高校卒	188,000 円	208,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	297,700 円	358,800 円	395,200 円	409,500 円
	高校卒	— 円	— 円	373,500 円	397,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

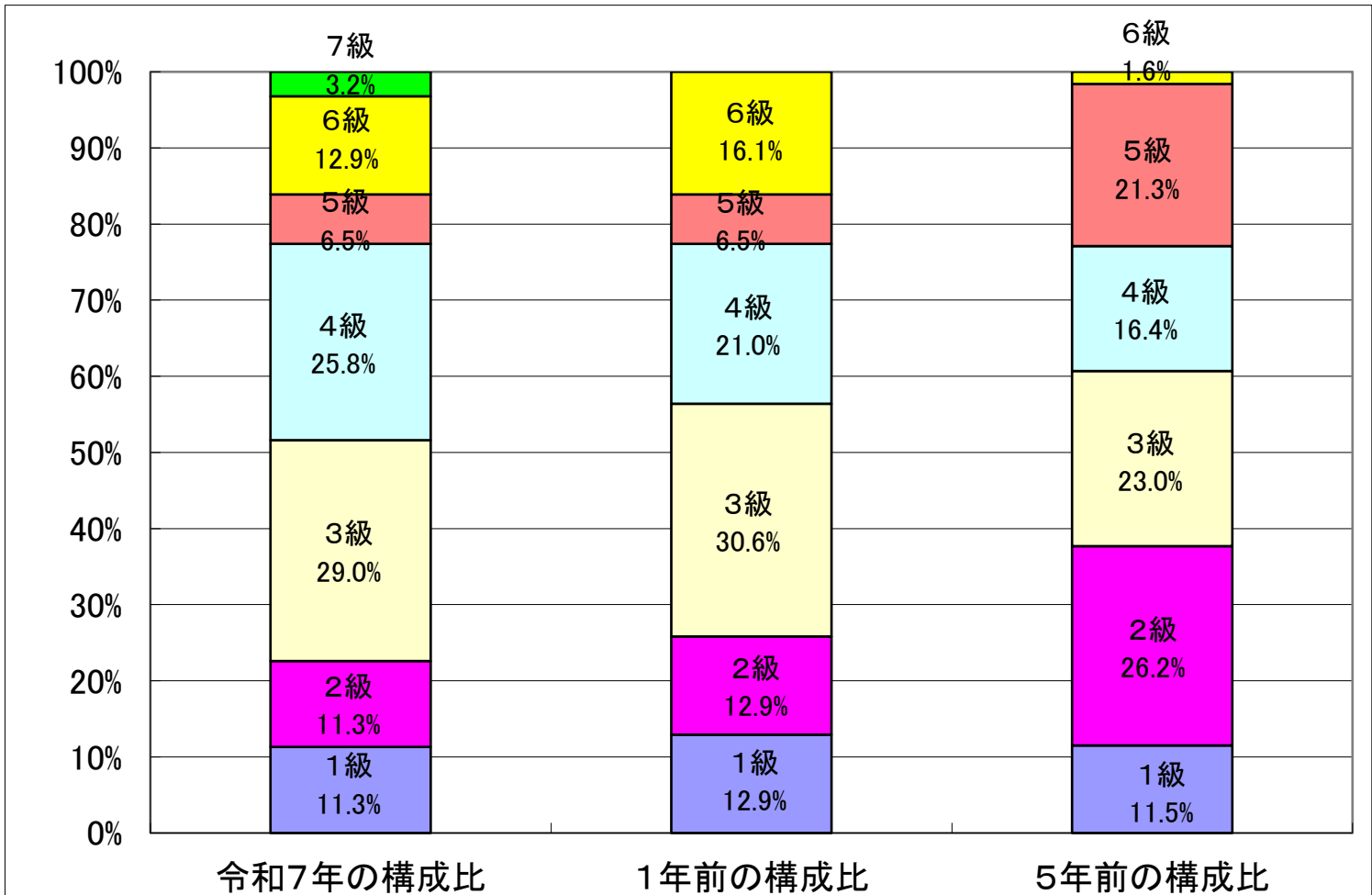
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

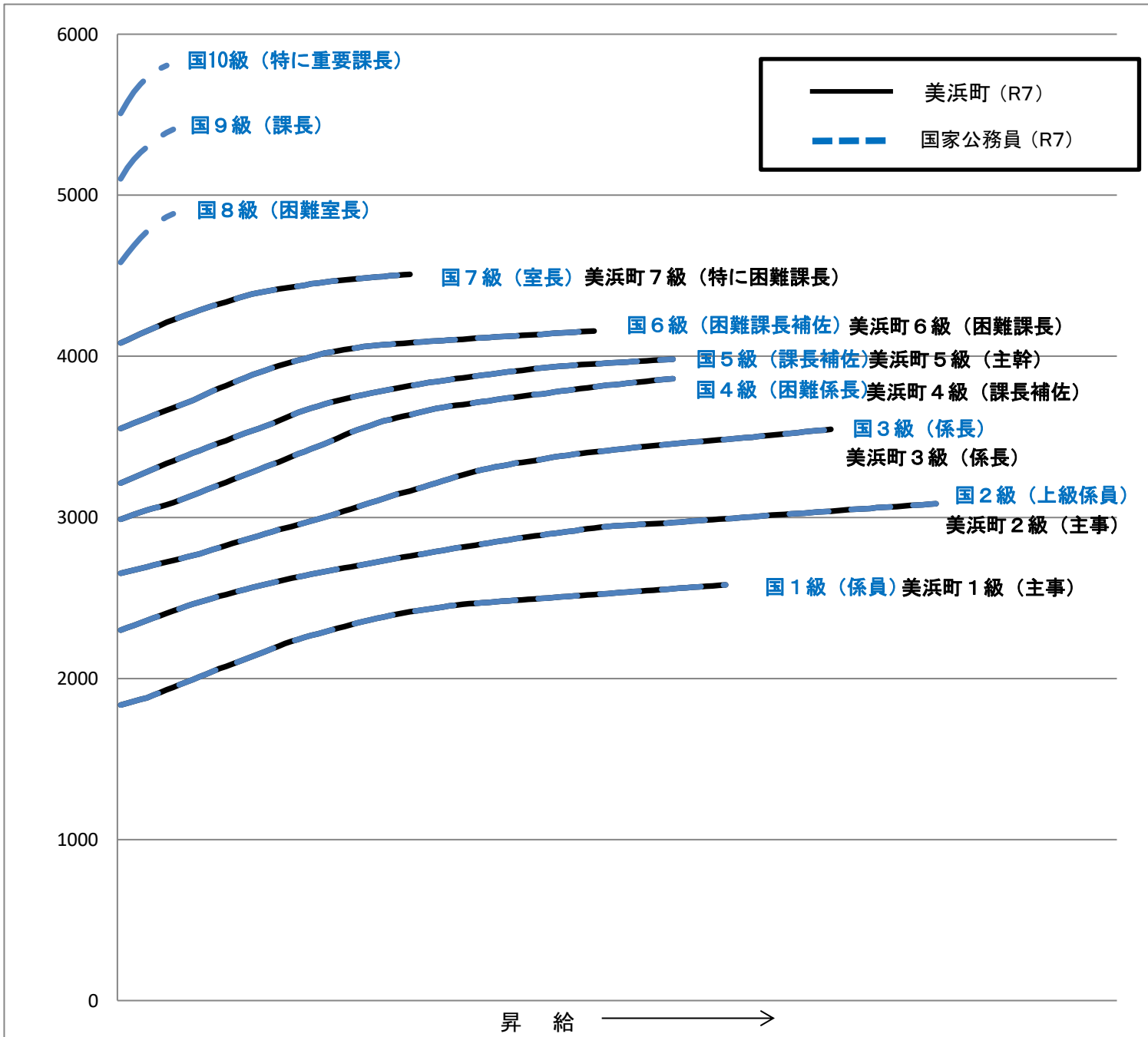
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	参事 特に困難な業務を行う課長の職務	2 人	3.2 %	408,300 円	450,900 円
6 級	課長	8 人	12.9 %	355,200 円	415,700 円
5 級	課長 主幹	4 人	6.5 %	321,300 円	398,200 円
4 級	課長補佐 主査	16 人	25.8 %	298,800 円	386,100 円
3 級	係長	18 人	29.0 %	265,300 円	354,700 円
2 級	主事	7 人	11.3 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事	7 人	11.3 %	183,500 円	258,100 円

(注) 1 美浜町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（美浜町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

美浜町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,581 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,742 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（美浜町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

美浜町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
(退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額	291 千円	16,984 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去2~3年に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

該 当 な し

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)				— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)				— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)				— %
手当の種類(手当数)				1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
防疫作業手当	町職員	伝染病・家畜伝染病防疫業務	1件 1,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	11,740 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	193 千円
支給実績(令和5年度決算)	10,955 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	164 千円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○配偶者 3,000 円 ○子 11,500 円 ○父母等 6,500 円 ※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子1人につき5,000円加算	同じ	—	10,196 千円	261,427 円
住居手当	○借家の場合 家賃16,000円を超える場合に限り家賃の額に応じて支給(28,000円限度)	同じ	—	1,700 千円	242,857 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関利用者 1箇月あたり支給限度額 150,000円 ○交通用具使用者 通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円	同じ	—	1,317 千円	29,267 円
管理職手当	○参事 40,000 円 ○課長 30,000 円 ○主幹 20,000 円	異なる	支給区分 支給単価	5,520 千円	324,706 円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日に勤務した場合 勤務1回につき6,000円(6時間を超える場合は、当該金額に100分の150を乗じて得た金額)	異なる	6,000円 ～12,000円 (6時間を超える場合は、当該金額に100分の150を乗じて得た金額)	42 千円	10,500 円
宿日直手当	1回につき4,400円	同じ	—	559 千円	10,348 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	700,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 505,800 円	
	副市区町村長	590,000 円	710,000 円 / 495,000 円	
報 酬	議 長	300,000 円	375,000 円 / 210,000 円	
	副 議 長	250,000 円	307,000 円 / 188,000 円	
	議 員	230,000 円	286,000 円 / 165,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市区町村長	(令和6年度支給割合) 2.50 月分 加算 35 %		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 2.50 月分 加算 10 %		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	700,000円×在職月数×0.433	14,548,800 円	任期毎
		590,000円×在職月数×0.258	7,306,560 円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

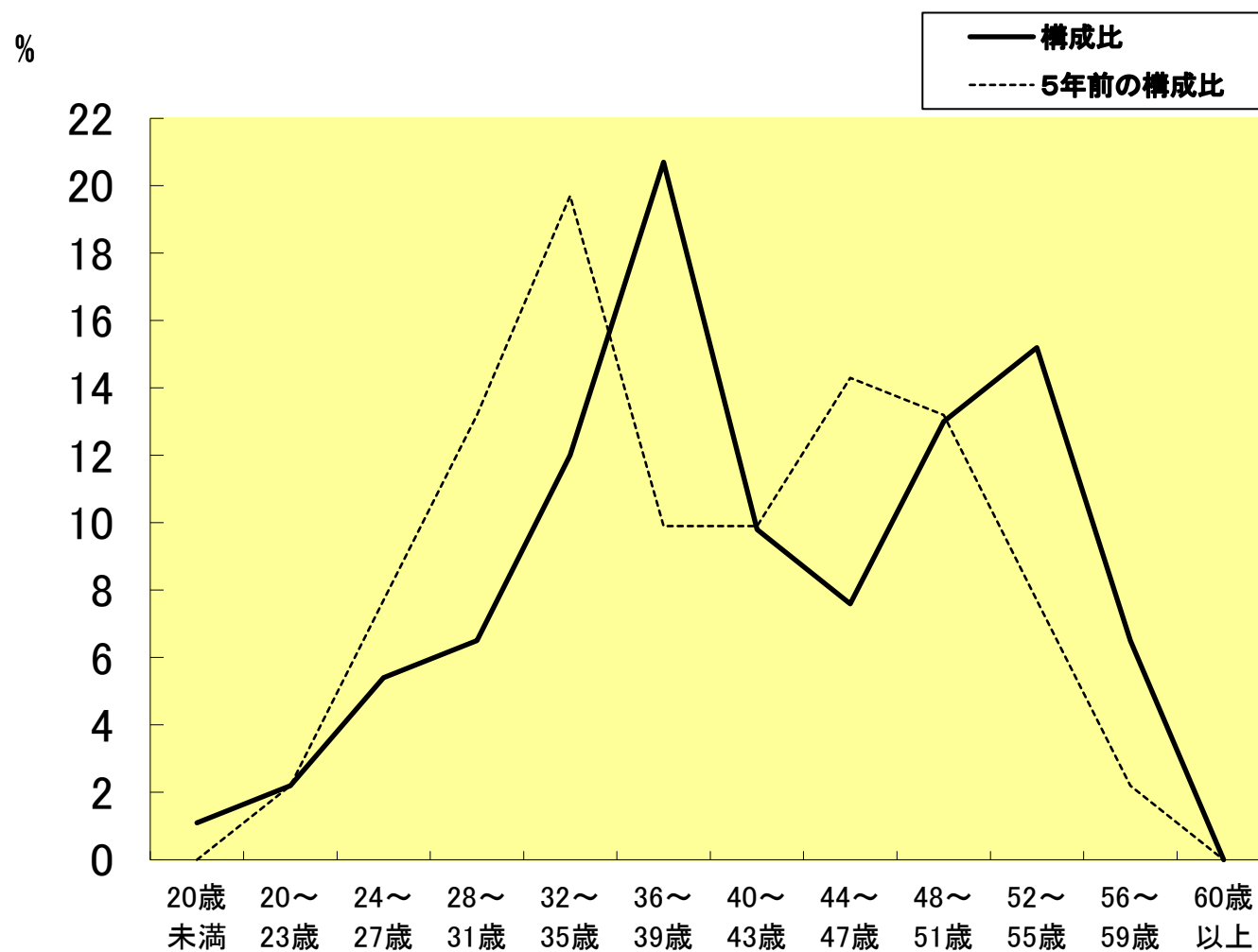
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由		
		令和7年	令和6年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0		
		総務	21	20	1		
		税務	5	4	1		税務業務の強化
		農林水産	4	4	0		
		商工	1	1	0		
		土木	6	6	0		
		民生衛生	13	14	△1		教育環境の整備に伴う減
	計	58	57	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.71 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 121.01 人)		
	教育部門	23	22	1	教育環境の整備		
	消防部門			0			
小計	81	79	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 128.08 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 144.41 人)			
公営企業計等部門	水道	3	4	△1	防災部門の強化に伴う減		
	下水道	3	3	0			
	その他	5	6	△1	税務業務の強化に伴う減		
小計	11	13	△2				
合計		92	92	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 145.48 人		
		[99]	[99]	[0]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	2人	5人	6人	11人	19人	9人	7人	12人	14人	6人	0人	92人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

度 部門別	年						過去5年間の増減数(率)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
一般行政	68	66	69	69	57	58	△10 (△14.7%)
教育	11	11	11	11	22	23	12 (109.1%)
普通会計計	79	77	80	80	79	81	2 (2.5%)
公営企業等会計計	12	12	12	12	13	11	△1 (△8.3%)
総合計	91	89	92	92	92	92	1 (1.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 105,196	千円 10,037	千円 24,068	% 22.9	% 23.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 4	千円 14,459	千円 1,160	千円 5,607	千円 21,226	千円 5,307	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
美浜町	40.5 歳	317,567 円	471,724 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

美浜町		団体平均等	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,402 千円		1,593 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置			

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

美浜町			団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	— 月分	— 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)					
(退職時特別昇	無)			
1人当たり平均支給額	291 千円	16,984 千円	1人当たり平均支給額	7,848 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、4職員の手当の状況(2)退職手当と同じ平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

該 当 な し

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	—	%
手当の種類(手当数)	—	

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	724	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	181	千円
支給実績(令和5年度決算)	678	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	170	千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○配偶者 3,000 円 ○子 11,500 円 ○父母等 6,500 円 ※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子1人につき5,000円加算	同じ	—	120 千円	120,000 円
住居手当	○借家の場合 家賃16,000円を超える場合に限り家賃の額に応じて支給(28,000円限度)	同じ	—	266 千円	266,200 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関利用者 1箇月あたり支給限度額 150,000円 ○交通用具使用者 通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円	同じ	—	51 千円	50,400 円
管理職手当	○参事 40,000 円 ○課長 30,000 円 ○主幹 20,000 円	同じ	—	5,520 千円	324,706 円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日に勤務した場合 勤務1回につき6,000円(6時間を超える場合は、当該金額に100分の150を乗じて得た金額)	同じ	—	- 千円	- 円